

大震災からの農業復興における 農業者の組織化・法人化

取締役調査第一部長 斉藤由理子

〔要 旨〕

- 1 被災地における農業の復旧・復興の特徴の一つは、担い手の組織化・法人化が進んでいることである。本稿は、2013年に筆者が訪問した宮城県の農業法人と任意組合（以下「法人等」という）への聞き取り調査の結果を中心に、法人等の設立の経緯や経営の状況と外部から受けているさまざまな支援について紹介し、その上で、法人等をめぐる今後の課題と必要な支援について検討したものである。
- 2 組織化・法人化については、国の復興施策とそれに対応する地方自治体の施策が大きく影響している。農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」は、「将来の農業・農村の中心となる経営体」の確保のため、集落・地域レベルでの徹底した話し合いとともに、経営再開マスタープランの作成支援、市町村による農業用施設・機械の貸与、圃場整備事業による大区画化の支援などのサポートを行政が行うとしている。
- 3 聞き取り調査でも、農業用施設・機械の貸与などの復興施策の利用が組織化・法人化の誘因となっていることが多い。一方、農業者も、農地の取得や後継者の育成・確保、地域のつながりの維持という点で法人等の設立が必要と考えた。設立のプロセスをみると、被災農業者同士の話合いに加えて、行政や農協が関わって、アンケートや地域の集会が行われ、担い手の確定と農地の集約についての地域の合意形成がなされている。さらに行政や農協は、設立時の事務手続きや、事業計画の策定支援、営農指導等の多様な支援を行っている。
- 4 法人等の当面の課題は、短期間での規模拡大や組織の変化などに対応して、早期に経営の安定化をはかることである。中期的には、経営の進展や環境の変化に見合った、規模や品目の変化、6次化などの経営展開が課題である。無償あるいは高い補助率で利用している施設の今後の更新時への備えは必須である。
- 5 農協は法人等の担当部署を設置するなど、体制を整備しつつある。営農指導、経営指導にとどまらず、販売、金融など多面的に法人等の抱えるさまざまな課題への対応を期待したい。また、当面個別経営を継続していても高齢化等により離農するケースも今後想定されるため、中長期的に農地の利用調整に関わっていくことも必要である。

目次

はじめに

1 組織化・法人化を進めた施策

- (1) 国の方針
- (2) 地方自治体の復興計画
- (3) 東日本大震災農業生産対策交付金と東日本大震災復興交付金

2 震災後に新設された法人等の事例

- (1) 土地利用型における事例

- (2) 施設園芸における事例

3 組織化・法人化に伴う今後の課題

- (1) 法人等の当面の課題
- (2) 法人等の中期的な課題
- (3) 農地や施設と担い手の関係
- (4) 必要な支援と農協の役割

おわりに

はじめに

東日本大震災発生から3年が経ち、被災地では、地域によるスピード差はあるものの、農地の復旧や圃場整備工事が進み、新しい大型農業用機械や施設が整備され、また大規模な園芸施設が竣工している。

被災地における農業の復旧・復興の一つの特徴は、農業者が組織化・法人化する動きが多くみられることである。全国的に高齢化が進んで農家が減少する一方で農業法人は増加する傾向にあるが、被災地においては、復旧・復興とともに組織化・法人化が進んでいる。

本稿では、2013年8月から11月にかけて訪問した宮城県内のいくつかの農業法人と農業者の組織について、その設立の状況や経営の実態、今後の課題、また農協や農業改良普及センターの支援の状況を紹介し、そのうえで、法人等をめぐる今後の課題と必要な支援について検討する。

1 組織化・法人化を進めた施策

(1) 国の方針

11年7月に閣議決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」は、東北地方の農業の復興について、「日本全国のモデルとなるよう取り組みを進め、東北を新たな食料供給基地として再生する」とし、復興に向けて、「集落を基礎とするコミュニティでの徹底した議論と集落内での役割分担の明確化や土地利用の再編を通じて、将来の担い手を創出するとともに」「3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく」としている。3つの戦略とは、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略である。

また、農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(11年8月決定、13年5月改正)は、「集落・地域レベルでの徹底した話し合いを行い、当該集落・地域における中心

となる経営体や農地利用のあり方等を議論していく」「これと併行して、地域の特性に応じた将来像を描くため、市町村、JA、復興組合、集落営農や農業法人等の関係者等による打合せを行い、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略を組み合わせながら、復興後の地域農業の担い手を確保するための道筋を示したプランづくりが重要」とする。そのため、「地域の中心となる経営体への農地の利用集積の加速化や、その経営能力の向上、農業機械・施設の導入、低コスト化のための被災農地の大区画化整備等の促進を図る」とし、具体的な行政のサポートとして、経営再開マスタープランの作成支援、市町村による農業用施設・機械の貸与、農地の大区画化等の取組支援などが挙げられている。

このように、「東日本大震災からの復興の基本方針」「農業・農村の復興マスタープラン」はともに、将来の地域農業の担い手を中心に置いて、その確保のためのプランづくりが必要と語っている。

(2) 地方自治体の復興計画

こうした国の方針は、地方自治体の復興計画にも反映して、大規模化、法人化、集落営農組織化を推進する計画となっている。

たとえば、「仙台市震災復興計画」では、「農業用施設の復旧や除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域を『農と食のフロンティア』として復興すべく、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力の

ある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援します」としている。

また、「岩沼市震災復興計画 マスタープラン」によれば、市の7つのリーディングプロジェクトの1つである「農地の復興と農業の再生」の基本方針の1つには「営農の効率化を図るため、農業経営の大規模化や法人化、集落営農、圃場の大区画化等について、JA等の関係機関と連携しながら推進します」とされている。

(3) 東日本大震災農業生産対策交付金と東日本大震災復興交付金

法人等への聞き取り調査の結果、その設立の契機として多くの法人等が挙げたのは、東日本大震災農業生産対策交付金や東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を利用した農業用機械や施設の貸与であった。

東日本大震災農業生産対策交付金の場合、その要綱で、事業実施主体は、農協や農業生産法人などの組織とされ、また施設や農業用機械の貸与を受ける受益農家及び事業参加者は原則5戸以上（知事の特認により3戸以上）となっている。このためこの事業の利用に際して、農業者の組織化が行われている。

東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）の場合には、事業実施主体は市町村であり、要綱では、貸与を受けるものは、法人、組織のほか、認定農業者や新規就農者という個人まで含む。そのため、宮城県亘理町や山元町のいちご団地の

ように、生産施設が個別の被災農家に貸与されている場合もある。

しかし、圃場の大区画化や農地の集約化と合わせて、集落営農組織や法人に農業用施設や機械が貸与される場合も多い。

たとえば、仙台市の仙台東地区では農地1,800haが津波の被害を受け、特に沿岸部では人命の被害も多く、農業用機械や施設も流出・破損するなど被害が甚大であった。この地区で組織・法人の設立とそれらへの農地集約の契機となっているのが、経営再開マスタープランの作成と農業用機械・施設の無償貸与である。

仙台市では、「集落営農組織への農地集積」を基本条件として、津波によって農業用機械等が失われた集落営農組織に対し、復興交付金事業を活用して整備した大型農業用機械や育苗用パイプハウス等の施設を無償で貸与している。この結果、地域に震災前からあった大豆や麦の転作組合が水稻作も含めた集落営農組織に転換し、また転作組合のなかった井土地区では新たに農事組合法人が設立された。

また岩沼市では、災害復旧後や圃場整備工事後の農地が集約された集落営農組織に対して、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を利用して整備した大型農業用機械や農業用施設が貸与されている。新たに設立された組織もあり、なかには法人化したものも含まれている。

岩沼市の同交付金の個票^(注1)には、「農業用施設・機械が壊滅的な被害を受けた区域は、平成25年度から順次営農再開に向け、地域

の合意形成が進み、集落営農を中心とした組織が設立する予定である。本市は、壊滅的な被害を受けた区域で営農再開する農業者に対し、農業用施設・機械の整備は必要不可欠であると考えている。そこで、本市は、集落営農を基本とした組織が営農を再開することが地域営農における復興のモデル的な取り組みとして位置づけ、地域農業の復興を実現化していくものである」とされており、組織経営体を復興のモデルとして位置づけ、農業用施設・機械の貸与を行っていることがわかる。

(注1)「岩沼市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票」No.33（平成25年11月時点）による。

2 震災後に新設された法人等の事例

以下では、13年8～11月に筆者が行った聞き取り調査の結果をもとに、震災後に被災した農業者により設立された法人等を土地利用型（5組織）と施設園芸（3組織）にわけて紹介する。土地利用型には水稻、露地野菜等に加えて施設園芸も行う複合経営を含めている。

(1) 土地利用型における事例

a 法人の概要

第1表のとおり、土地利用型では、5つの法人に聞き取り調査を実施した。

株式会社宮城リスタ大川は、石巻市大川地区に13年5月に設立され、地区全体で約400haの圃場のうち200haが法人に集積され

第1表 土地利用型の法人の現状と課題

	宮城リスタ大川	みのり	ばるファーム大曲	井土生産組合	玉浦南部生産組合
設立時期	13年5月	13年4月	12年12月	13年1月	13年2月
法人形態	株式会社	農事組合法人	株式会社	農事組合法人	農事組合法人
所在地	石巻市	石巻市	東松島市	仙台市	岩沼市
構成員(役員)	7名(農業従事メンバー9名)	3名	15名(4名)	15名(8名)	15名
圃場整備後の経営面積見込	200ha	50ha	155ha	120ha	150ha
経営内容(水稲に大豆等転作含)	水稲, 菊	水稲, 野菜	水稲, 野菜, トマト	水稲, 野菜	水稲, 園芸
作付面積	調査時点で営農を再開しておらず	12年12ha, 13年22ha (+作業受託)	13年36ha	13年16ha	13年10ha
法人の設立理由(交付金利用以外)			前組織が法人化を計画	農地購入, 組織継続, 地域維持	融資の利用
設立の経緯	震災後から被災農業者が集まり相談。地域農業復興組合の集まりで地権者の新しい営農組織への農地の集積の意向を把握	転作組合のメンバーであった個人が稲作を再開し農機・施設も個人で購入したが、追加投資が難しく、交付金を利用するため、農協と農業改良普及センターに相談し、転作組合のメンバーと法人化	農協から法人化の話があり、転作組合を再編し圃場整備後に営農再開することに。集落営農実践委員会名で農協がアンケートを実施し、新組織への農地集積の意向を把握	震災直後から被災農業者が集まり相談。農協がアンケートを実施し、営農組織への農地集積と組織への関わり方についての意向を把握。100%が営農組織への委託と回答	市からの法人化の働きかけがあり、また水田利用協議会で法人化が必要という話になった。水田利用協議会役員全員が当組合の役員に
東日本大震災農業生産対策交付金の利用	○		○	○	
東日本大震災復興交付金の利用	○	○	○	○	○
今後の課題	農地復旧の遅れ, 栽培品目の選択	運転資金の確保, 経営多角化, 規模拡大に伴う設備投資	農地復旧の遅れ, 複合経営, 養液栽培の開始, 6次産業化	大規模経営の体制整備, 作業の共同化, コミュニティの維持	農地復旧の遅れ, 高塩分濃度の井戸水への対応, 雇用, コミュニティの維持

資料 各法人への聞き取り調査から作成
(注) 経営内容は今後の予定を含む。

ると見込んでいる。13年度は作付けをしておらず、14年度から水稲と菊の栽培を行う予定である。ただし、大川地区はまだ水没している地域もあり、地区全体の農地の復旧の見込みはついていない。

農事組合法人みのりは、石巻市北上地区に13年4月に設立された。当初は、転作組合の組合員であった当法人の代表が個人で稲作を再開し、農業用機械や倉庫を自己資金で購入した。しかし、農地の集積に見合う追加投資が難しいため、農業改良普及センターと農協に相談をし、転作組合の組合員に声

をかけて法人化を行い、復興交付金でハウスや農業用機械の貸与を受ける予定である。

株式会社ばるファーム大曲は、東松島市の大曲地区に12年12月に設立された。震災前の転作組合のメンバーのうち法人に賛同する4名が役員となっている。経営面積は155haを見込んでおり、水稲と野菜、トマトの養液栽培の複合経営を予定している。13年には水稲28haと転作大豆、野菜の作付けを行った。

農事組合法人井土生産組合は、仙台市仙台東地区の最も沿岸部の井土地区に、13年

1月に設立された。構成員は15名、役員は8名で役員全員が専業農家である。代表は水稲のみの専業農家で、他の役員は軟弱野菜を中心に経営を行っていた。地区外の20haと地区全体の100haが当法人に集積する見込みであり、水稲と野菜の複合経営を予定している。

農事組合法人玉浦南部生産組合は、名取市の南端、阿武隈川と太平洋に囲まれた地域に、13年2月に設立された。水田利用協議会の役員全員15名を構成員とする。地区全体の150haが当法人に集積されると見込んでおり、水稲と野菜、施設園芸の複合経営を予定している。

聞き取り調査を実施した5つの法人は、津波被災地の中でも沿岸部で被害の程度が大きかった地域にある。

設立時期はばるファーム大曲の12年12月から宮城リスタ大川が13年5月まで、13年前半に集中している。法人形態は株式会社が2社、農事組合法人が3社である。法人の構成員は3名から15名。農作業を中心に担うと思われる人数(役員数等)は2名から15名である。圃場整備終了後に見込む経営耕地面積は、50~200haで、役員1人当たり10~40ha程度となっている。

5法人は、すべて水稲(転作含む)と、野菜や花きを組み合わせた複合経営である。震災前の地域農業においても、水稲に加え野菜や花きの栽培が行われ、役員には水稲中心の農家に加えて野菜や花きが経営の中心だった農家も含まれていることを反映している。それとともに、水稲と転作だけで

は収支と年間を通じた業務の平準化の面からも、法人の経営が難しいため、野菜や花きを加えた経営計画が作成されていると考えられる。

b 法人設立の理由と経緯

法人を設立した理由としては、すべての法人で東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業)の利用が挙げられた。法人の役員は、農業用機械及び施設を失っているものがほとんどで、購入には多額の資金を必要とする。営農再開のためには、組織化して、農機や施設の購入に際して自己負担がない復興交付金を利用することが必要であった。

農業者側も、農業復興にあたって法人化が必要と考えた。農地の集約や大型農機・施設を交付金を利用して整備することで、効率化や収益性の向上が見込めることはもちろんだが、加えて、農地の取得や後継者の育成・確保による組織の継続性という法人化のメリットを検討し、法人であることが必要と判断している。また、沿岸部の2つの法人では、法人を核に地域のつながりを維持することを法人化の理由の一つに挙げている。

仙台市の井土生産組合では、津波で甚大な被害を受けたため、集落に居住する人が数戸の高齢者のみとなっており、将来は集落がなくなる懸念がある。そのため、法人の名前に地名を入れることで、地名を残したいと考えており、また法人を核に、地域の住民が集まる機会をつくりたいと考えている。

法人設立の経緯については、震災後、被災した農業者が避難先や作業場、あるいは農協の会議室などに集まって、今後の地域農業について話し合いを重ねている。また、行政（市町、農業改良普及センター等）や農協からは、被災した農業者に対して、復興交付金等の被災農業者支援の情報が提供されるとともに、法人化や組織化についての働きかけが行われた。

そして、法人化に関する地域の農家全体の意向を確認し、把握するために、行政や農協も関わって、アンケートや集会が行われた。被災した農業者に今後の農業に関する意向を尋ねるアンケートは、地域の復興計画の作成や圃場整備事業、経営再開マスタープランの作成等に関連して、実施されている。それらに加えて、法人や生産組織の設立を前提にそれに対する意向をたずねるアンケートが実施された地域もある。

これらのアンケートの結果によって、地域の農地がどの程度、新たに設立される法人・組織に集約するかおおよそ把握することができた。また、被災した農業者の新たな営農組織（法人等）への関わり方をたずねたケースもある。

法人設立に向けてアンケートを実施した事例として、仙台市の井土生産組合を紹介したい。井土地区では、震災後早い段階から、町内会、農事実行組合、青年部で集まり、今後の地区の農業について話し合いを何回も重ねた。そして組織化の方向ではほぼ固まった12年6月に、農協は地区の農家に対し、農業についての今後の意向を聞くアン

ケートを実施した。そこでは地区の96%が新たな営農組織に委託すると回答し、同年10月のアンケートでは100%が委託すると回答した。この10月のアンケートでは、構成員として関わりたい、軽作業を手伝うなど営農組織との関わり方も尋ねており、その回答をもとに営農組織への参加者を絞り、15名が構成員、8名が役員となった。

c 法人の設立が可能となった理由

仙台東地区では、多くの集落営農組織があるなかで、13年8月の調査時点で法人が設立されたのは井土生産組合にとどまっていた。この地域のほかにも、農地の復旧や圃場整備後、あるいは施設建設後も法人化を選択しない農家、地域がある。聞き取り調査では、法人設立を可能とした条件がいくつか挙げられていた。

第1は、地域の農業者が、農業用機械、農業用施設のほとんどあるいはすべてを失っていることである。これによって、営農再開をあきらめた農業者は多い。また施策を受けることが農業を再開するためには必須であり、そのために組織化・法人化が行われた。

第2に、リーダーの存在である。ほとんどすべての農機や施設が破損や流出した地域は、海に近いか、海と川に囲まれているために、津波の被災の程度が大きな地域である。農地の復旧は内陸部から行われていること、水没や塩害等被害の程度が激しいことから、これらの沿岸地域では、農地が復旧し営農が再開できるまでには時間がか

かる場合が多い。営農再開までの期間が長期化すると、離農するケースは増加する傾向にある。

このように厳しい条件のなかでの営農再開と法人化には、核となるリーダーの存在が大きいと考えられる。たとえば、宮城リスタ大川のある石巻市大川地区は、津波により北上川の海岸堤防が決壊したため、地区全域の農地が水没するなどの大きな被害を受けた。調査時点でも北上川河口の長面地域では農地が水没していた。

宮城リスタ大川は、自宅が被災を免れた2名（大槻幹夫氏と大槻稲夫氏）を中心に地域の農業者7名が出資して設立した。大槻幹夫氏は自給的農家であるとともに、市と町の議員を長年務めてきたこともあり、震災後も市や町の復興計画策定に関わってきた。大槻稲夫氏は、震災前には菊と水稻、作業受託の複合経営の専業農家であった。いわば地域社会のリーダーと農業経営のリーダーである2人を中心に、震災直後から地域の農家は今後の地域農業について話し合い、会社設立の準備をしてきた。この結果、20歳代から40歳代の4名を含む9名がメンバーとなり、13年度から水稻と菊の複合経営を開始する予定である。菊の栽培では、大槻稲夫氏の栽培技術をメンバーで共有化をしていくことを予定している。

第3は、震災前からの組織化の経験や法人に向けた話し合いの経験である。震災前に集落営農組織が経営所得安定対策に加入し、5年後の法人化に向けた検討がなされていた地域や、圃場整備事業に伴って転作組合を

集落営農化する話し合いが行われていた地域もある。このような場合には、組織化や法人化に対する地域の農業者の理解があり、法人化が比較的進めやすかったと考えられる。

d 外部からの支援

農業改良普及センターでは、被災地域での営農再開支援にさまざまな角度から取り組んでいるが、そのなかで法人等の担い手の支援にも重点的に取り組んでいる。法人設立にあたっては、担い手組織や農地集約化にかかる地域での合意形成への支援、法人化の啓発と情報提供、交付金等行政の事業活用支援が行われている。また営農再開とその後の経営安定化に向けて、技術的・経営的支援が行われている。

宮城県石巻農業改良普及センター（2013）によれば、たとえば、宮城リスタ大川に対して、石巻農業改良普及センターでは、13～14年度に、5名からなる担当チームを編成して、現地活動日数103日の支援を計画している。具体的には、①法人組織設立運営と地域営農システムの確立支援、②関係機関との連携による営農再開に向けた支援、③大規模施設における周年的な菊栽培支援、を活動目標としている。

農協は、被災後、農業者が集まる場所の提供やアンケートの実施、地域の集会の開催や参加などを通じて、新たな担い手の集団を決定するプロセスに大きく関与している。また、農業改良普及センターとともに、法人化の推進、法人設立時の事務支援、法人の営農再開時の営農指導、経営指導など

も行っている。新設法人では出荷先がほぼ農協というところも多く、市場出荷に加えて、スーパーとの契約取引の仲介なども行っている。JA仙台は、井土生産組合に対し出資による支援も行っている。

組織化・法人化の進展に合わせて、農協の体制も整備されつつある。担い手担当部署がすでに設置されている農協も、今後設置予定の農協もある。たとえば、JA名取岩沼では、担い手組織の支援を目的として営農部に営農支援対策班を設置しており、JA仙台では、営農部担い手支援課が管内の集落営農組織の支援に取り組んでいる^(注2)。

(注2) 名取岩沼農業協同組合 (2013)、仙台農業協同組合 (2013)

(2) 施設園芸における事例

a 法人等の概要

施設園芸では2つの法人と1つの任意組

合に聞き取り調査を行った(第2表)。

南三陸町復興組合「華」は4戸の農家による任意組合で、輪菊をハウス(1.47ha)と露地で栽培している。株式会社スマイルファーム石巻は3戸の農家による株式会社で87aのハウスで中玉トマトを生産している。株式会社みちさきの構成員は被災した5戸の農家であるが、そのうち会長と社長は震災前からそれぞれ農業生産法人である株式会社舞台ファームと有限会社アズーリファームの社長である。養液栽培施設3棟(計2.8ha)で、葉物野菜とイチゴ、トマトの養液栽培を行っており、カット野菜にも取り組む予定である。

b 設立の経緯

南三陸町復興組合「華」と石巻市のスマイルファーム石巻は、東日本大震災農業生

第2表 施設園芸の法人の現状と課題

	南三陸町復興組合「華」	スマイルファーム石巻	みちさき
設立時期	11年11月	12年1月	12年7月
法人形態	任意組合	株式会社	株式会社
所在地	南三陸町	石巻市	仙台市
構成員(役員)	4名(3名)	3名(3名)	5名(2名)
施設規模	ハウス1.47ha(他に露地栽培)	ハウス2棟(87a)	大規模養液栽培施設3棟(2.8ha)
経営内容	菊(露地栽培と施設栽培)	中玉トマト(養液栽培)	葉物野菜・イチゴ・トマトの養液栽培, カット野菜
法人の設立理由と設立の経緯	農業生産対策交付金の利用には3戸以上の組織化が要件となっているため、被災した菊農家が震災直後から輪菊栽培の再開に向けた話し合いを再開し、交付金申請を経て、復興組合を設立	農協の園芸産地復興モデル事業の応募条件が3戸以上の法人であったため、被災したトマト農家3名が法人を設立することとした。応募、認定後、法人を設立	仙台東部地域6次化産業研究会の検討結果を事業化するために、法人を設立
東日本大震災農業生産対策交付金の利用	○	○	○
今後の課題	山の土を客土したため品質が低下しており、品質の向上を目指す	新しい栽培方法への対応、規模拡大、安定的な販売先確保、雇用者の働き方、重油高騰への対応	早期の黒字化 安定的な品質、価格、収量の追求

資料 各法人への聞き取り調査から作成
(注) 経営内容は今後の予定を含む。

産対策交付金の利用を機に組織化を行っている。

南三陸町復興組合「華」の場合には、津波被害を受けた輪菊産地の4名の若手農業者が、被災直後から復興に向けた話し合いを続けており、それに対して東日本大震災農業生産対策交付金を活用してJA南三陸が農地の復旧、施設・農機具類を導入し、南三陸町復興組合「華」が貸与を受ける形で活動を開始した。

JAいしのまきは園芸産地の復興のモデル事業として、東日本大震災農業生産対策交付金とJAグループ支援金を使って2地区で園芸施設を整備した。その貸与の条件が3戸以上の法人であったため、津波により全ての施設を失ったトマト農家3戸が借受希望者として応募し、農協から認定を受け、株式会社スマイルファーム石巻を設立した。

みちさきは、仙台市の津波被災地域での農業復興の方向性を検討した仙台東部地域6次化産業研究会での研究成果を具体的に事業化するために設立され、研究会での検討をもとに、先端技術を用いた大規模な養液栽培を行っている。関根(2013)によれば、仙台東部地域6次化産業研究会は、11年12月に舞台ファーム社長の呼びかけで発足し、アズーリファーム社長が副会長を務めた。地元農家のほかに、カゴメ、日本IBM、カメイなどの企業が参加し、東北農政局、東北経済産業局、仙台市、JA仙台もオブザーバーとして参加した。

c 外部からの支援

南三陸町復興組合「華」に対して、農業改良普及センターは土壌分析や技術指導を行い、農協は設立時からの話し合いに参加して園芸施設(リース事業)の事業主体となったほか、重油高騰時の補助や農産物の販売を行っている。

スマイルファーム石巻は、農協から法人化の手続き、収支や借入金の試算、公庫資金の借入相談など、さまざまな支援を受けている。また、新たに取り組んだロックウール培地での養液栽培の方法については、業者のほか、地元の農業法人にもアドバイスを受けている。

みちさきは、仙台東部地域6次化産業研究会で日本IBMやカゴメの提案した技術やシステムを参考にし、ITや養液栽培等での先端技術を取り入れている。また、農業法人同士の情報交換により学ぶことも多いという。

3 組織化・法人化に伴う今後の課題

(1) 法人等の当面の課題

聞き取り調査の結果も含めて、組織化・法人化に伴う今後の課題をまとめてみたい。

まず、土地利用型の法人の場合には、農地の集約化と大型農業用機械や施設の整備、そして複合経営化が、営農開始の時点から可能となっており、これらの点では個人経営では難しかった法人・組織ならではのメリットを享受しているといっていよう。施設園芸の場合にも、耐久性の高い施設の

建設、養液栽培のシステムの導入、ITによる栽培管理等が行われている。また、今後も複数の農業者による経営によって、技術水準の全体的なレベルアップや専門化も可能となろう。

しかし、法人等の被災地における農業経営は当面以下のような課題も抱えている。

第1は、急速な規模拡大と組織体制の変化、そして栽培品目や栽培方法の変化に対応して、早期に経営の安定化を図ることである。

筆者が訪問した組織の役員は、おおむね震災前から専業で農業経営を行っていたが、それでもこれまでにない大規模な経営や組織体制の変化、新たな栽培品目や栽培方法の変化に対する不安の声も聞かれた。また、みちさきでは、早期の黒字化を達成するために、頻繁に検討会を行って、栽培方法や経営の見直しを行っている。新たに雇用労働力を使うことを課題とする声もあった。

第2は、農地や水の問題への対処である。まだ沿岸部では水没している地域もあり、農地の復旧の遅れが懸念されている。また、地盤沈下や農地の塩害、地下水の塩分濃度の上昇という問題を抱える地域もある。

第3は、安定的な販売である。法人経営の場合には雇用を抱えることが多く、安定的に収益を確保するために、価格や数量が安定している契約取引が望ましい場合がある。また、被災地の農産物としての小売での特別な取り扱いも時間を経れば難しくなることを考慮して、安定的な販売先を確保するために、品質の向上や差別化を図ることが必要と考える経営体もあった。

第4に、法人等ならではの経営リスクもある。家族経営や兼業農家であれば、農業経営のリスクをある程度家族内や兼業収入によって吸収することができたが、農業専業となり雇用者を抱え、さらに大規模化した経営体では、これまでのようリスクのバッファーはない。多角化や資本の蓄積など経営内で吸収することが必要になるだろう。

第5は、地域コミュニティとの関わりである。沿岸部の玉浦南部生産組合の地域は災害危険区域に指定されており、井土生産組合では、地域が壊滅的な被害を受けて、数戸の年配の方しか残らなくなっている。地域の名前をなくさないことや地域のつながりを維持することを、これらの法人は法人の設立目的とし、課題としている。

(2) 法人等の中期的な課題

中期的には、第1には今後の経営の進展や環境の変化に対応した、規模や品目の変化、6次化などの経営展開が課題となろう。既存の大規模な農業法人のこれまでの経営展開をみると、次々に新たな試みに着手し、また環境変化に応じて大きく経営方針を転換する法人もある。そのような経営展開が可能かどうか、法人等が長期に継続し発展する一つの要因といえるのではないか。

第2には、大型の農業用機械や施設が交付金によって整備されたが、施設更新の場合には、自己資金が必要である。そのため備えとして、内部留保を積み立てておくことが必須と考えられる。

(3) 農地や施設と担い手の関係

最後に、法人や組織経営体自身の課題ではないが、地域農業の持続的な発展という点から農地や施設と担い手の数の関係について言及したい。特に、土地利用型農業経営においては、被災後に、復旧した農地の規模にちょうど見合う数の担い手がいたわけではなく、農地の規模に比べ営農希望者が多い場合も少ない場合もあったと考えられる。

営農希望者が多い場合に、政策的な誘導や地域での話し合いの結果、離農したものが少なからずいるだろう。大村（2013）は、100haの農地に50戸の農家があった場合、1つの経営体による営農では4～5名で通年営農することが可能なため、農家が戸主とその配偶者2名での営農を想定すると、100人のうち95人が就業機会を失うことになり、復興特需の終了後の被災地での就労機会の創出が大きな課題であるとしている。

また、営農希望者が多く、農地の集積や大規模化が進まない場合もある。仙台東地区の内陸部ではすでに農地の原状復旧により個別農家が営農再開を開始しており、今後の圃場整備工事前の換地の合意は遅れている。

一方、営農の条件が厳しい地域の場合には、圃場整備後に担い手が不足することが大きな問題となっている。岩手県や宮城県の内陸部では、被災した圃場ごとの面積が小さいために効率化が難しく、さらに圃場が山あいには散在しているために1つの経営体で複数の圃場を経営することも難しい。

加えて半農半漁中心で専業農家が少ないこともあり、担い手の確保が難しい状況にある。行政や農協による、担い手の候補への説得などが行われているが、農協自らの農業経営やJA出資型法人が圃場整備後の担い手となることについて検討が必要な場合もあろう。

農地や施設と担い手の適正なバランスは、技術革新や経営内容の変化、農産物価格や資材価格など外部環境の変化によっても変わってくる。また、農業者の意向や動向は変化するものであり、個別経営を行っていても、高齢化や後継者不足によって数年後には農地の貸し手になるものもでてくるだろう。

集落営農組織や法人等の設立までというだけでなく、中長期的に農地や施設の利用調整を行っていく体制も必要と考えられる。

(4) 必要な支援と農協の役割

法人などの組織経営体には、今後、さまざまな課題への自らの対応力が求められるわけだが、その対応力を補強する意味でも外部からの支援の役割は大きい。

前述のとおり、地域の農業改良普及センターでは、被災者全体への支援とともに、対象を法人や組織経営体に集中して、法人設立支援から経営開始後の技術指導、経営指導を行って、早期の経営の安定を図っており、県の支援制度による専門家派遣の利用も勧めている。

農協においても、法人、組織の担当部署を設置するなど、体制を整備しつつある。総合事業と系統組織という特性を生かして、

営農指導、経営指導にとどまらず、販売、金融など多面的に対応することが可能であろうし、外部の専門家の組織化や、後述のような法人等の横の連携の仕組みづくりに関わっていくことも必要であろう。また前記(3)に取り上げたように、農地や施設と担い手の適正なバランスは変化することや、今後個別経営が高齢化等により離農するケースも想定される。このため中長期的に農地や施設の利用調整に関わって、そのときどきの最適な資源の利用関係を作り上げていくことが必要であろう。

農協、農業改良普及センター等さまざまな地域の機関が連携して、法人や組織の多様なニーズ、大規模経営体や栽培技術の高度化した経営体の要望にこたえられる体制が必要となろう。

さらに、法人等の、被災地域を越えた連携も重要であろう。今直面している課題への解決方法や、今後経営の成長する過程での展開方法など、他の経営体から学ぶものは多いと思われる。

おわりに

我々が聞き取り調査を行った法人や組織は、1つの法人を除き、すでに営農を再開しているが、予定されている農地の一部のみ営農再開のところもあり、また新しい施設での栽培や土の取扱いに試行錯誤している段階の経営体もある。そういう状況でさまざまな課題を抱えつつも、今後の農業経営や地域への思いを語っていただいた。今

後は、農地の復旧に応じて経営規模が拡大し、また新たな施設や栽培にも慣れて安定的な経営への移行を図る、新たな経営の局面を迎えることと思う。

国の復興の基本方針や地方自治体の復興計画では、地域農業の担い手確保のために将来像をつくる必要があると書かれているが、地域農業の将来像をこれから描いていくのは、これらの法人や地域の担い手自身であり、今後の彼らの経営展開がそのまま被災した地域の農業の将来像となる。そして、それが日本の農業の将来像のモデルとなるだろう。これらの法人等を含む多様な担い手による主体的な取組みに対して、農協は、地域に根付き組合員の意思反映を活動の根幹とする協同組合だからこそ、継続的に関わっていくことが必要であり、可能であると思われる。

<参考文献>

- ・岩沼市(2011)「岩沼市震災復興計画 マスタープラン」9月
- ・大村道明(2013)「復興への『壁』崩し『希望』の人材育成を」『AFCフォーラム』3月号
- ・関根佳恵(2013)「東日本大震災の復興特区における新たな野菜生産の取り組み～株式会社みちさきを事例として～」『月報野菜情報』12月号
- ・仙台市(2011)「仙台市震災復興計画」11月
- ・仙台農業協同組合(2013)「信用事業強化計画の履行状況報告書」12月
- ・名取岩沼農業協同組合(2013)「信用事業強化計画の履行状況報告書」12月
- ・農林水産省(2013)「農業・農村の復興マスタープラン」11年8月26日決定、13年5月29日改正
- ・東日本大震災復興対策本部(2011)「東日本大震災からの復興の基本方針」11年7月29日
- ・舟山和弘(2013)「大規模トマト栽培を中心とした石巻周辺の震災復興」『施設と園芸』No.162(2013夏)
- ・宮城県石巻農業改良普及センター(2013)「平成25年度普及指導計画 明日への前進 元気農業の再興」

(さいとう ゆりこ)